

【論文記述の訂正と補足説明】

(ア) 論文 8 頁 10 行目～11 行目 (第 6-1 節) について次のように訂正します。

(誤)

- (3) 認定摘示事実 3 「原告が、意図的に、義母の裁判を有利にするために、金学順が女子挺身隊として日本軍によって戦場に強制連行されたとの、事実と異なる記事を書いた。

(正)

- (3) 認定摘示事実 3 「原告が、意図的に、金学順が女子挺身隊として日本軍によって戦場に強制連行されたとの、事実と異なる記事を書いた。

(イ) 論文 26 頁 28 行目～30 行目 (第 3 節)

「(略)・・・(原告が) 裁判官の尋問に対して「強制連行されたとの認識を有していなかった。」と証言するに至った。」について補足します。

原告は証人尋問でこの種の証言を行っていないことが分かりました。「法廷での原告の証言」を撤回します。ただし、東京地裁判決 ([18]43 頁 8 行目～11 行目) には次のように記載されています。

「(略)・・・原告は、原告記事 A 執筆前の取材において、金学順につき、同人はだまされて従軍慰安婦になったものと聞いており、金学順が日本軍に強制連行されたとの認識を有していなかった (認定事実(3)イ, 甲 115, 乙 8, 24, 原告本人) のであるから、・・・(略)」従って、東京地裁判決が、原告の何らかの意見表明を根拠として、「原告は金学順が日本軍に強制連行されたとの認識を有していなかった。」と認定した事実に変更はありません。